特記仕様書

（現場責任者）

第１条　受託者は、作業を円滑かつ確実に実行するため、作業計画の立案、工程管理及び精度管理を総括する者として現場責任者を定め、現場責任者届を契約後１４日以内に監督員に提出し確認を受けなければならない。また、この通知書の内容が変更になった場合も同様とする。

２　受託者は、現場責任者と受託者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を監督員に提示しなければならない。

３　現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請負工事の現場代理人・専任を要する管理技術者・主任技術者（下請の場合も含む）、及び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。また、専任を要しない請負工事（３５００万円未満）の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

（施工管理等）

第２条　業務写真は、同一箇所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。また、積込運搬状況、処分場搬入状況を撮影すること。

２　伐採対象は指定した区域内の全ての樹木とし、極力低い高さで切断すること。

３　伐採作業の際に、指定した区域内に落下した伐採木はすべて回収すること。

４　作業終了後は、速やかに積込運搬を開始すること。

５　運搬時においては、シート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。

６　業務完了時には、監督員の検査立会を受けること。

（竹・草木類の搬出等）

第３条　竹・草木類の搬出先については、廃掃法による一般廃棄物処理業の許可を得た一般廃棄物許可処分場とすること。

２　処分が完了した場合には、処分場が発行する一般廃棄物引受書の写しを監督員に提出しなければならない。

３　竹・草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を遵守すること。

（その他）

第４条　上記以外に不明な点や疑義が生じた場合は、監督員と協議の上、決定すること。